

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね 30 年とします。

2.2 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、河床掘削や河道拡幅による改修を行い、平成 21 年 7 月、平成 22 年 7 月規模の降雨に伴う洪水に対し、河川からの溢水を防止し、外水による家屋浸水の防止を図ります。また、近年、甚大な被害が発生した平成 11 年 6 月洪水に対し、河川からの溢水による床上浸水の防止を図ります。

高潮に関しては、計画潮位に対して溢水はしないものの、内水域において、高潮に伴う内水被害が発生しているため、関係機関と連携した対策を実施します。

なお、想定される規模を超える洪水や高潮、津波が発生した際、その被害を最小限に抑えるため、関係機関や沿川住民と連携し、高齢者などの災害時要援護者にも配慮した情報伝達方法、警戒避難体制等の整備を図ります。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携し、現況流況の維持に努めます。また、流水の正常な機能の維持するための必要な流量は設定に向けて、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔の保持などの観点から関係機関と連携し、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行います。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、希少な動植物の生息・生育・繁殖場となっている水環境の保全、河川の縦断的連続性ならびに水際の植生等の連続性の確保や、下流域が「呉中央景観づくり区域」に含まれていることを踏まえた「呉市景観計画」との整合など、河川毎、地域毎の特性に配慮した河川環境の整備を図ります。

また、河川空間の利用に関しては、堺川と流域住民との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、関係機関と連携して河川の水質や動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、改善を図るとともに、併せて親水護岸等の整備により、住民が河川に親しみを感じ、河川空間の利用が図られるように、堺川の特性を反映した川づくりを行います。